

平成24年11月20日

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂しました

電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることは、関係者の予見可能性を高める観点から重要なことです。

経済産業省はこれまで、産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会において取りまとめられた提言を踏まえ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表しておりましたが、このたびこの準則を改訂しましたので、公表します。

1. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」とは

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。

学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示することにより、電子商取引、情報財取引等をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています

2. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂内容

- ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性に関する論点の修正
- なりすましによる意思表示となりすまされた本人への効果帰属に関する論点の追加・修正
- 共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加
- 情報財の取引等に関する論点の修正
- 当事者による契約締結行為が存在しないライセンス契約の成立に関する論点の追加
- 外国判決、外国仲裁判断の承認、執行に関する論点の追加
- 法改正、新たな裁判例の対応、その他軽微な修正

(ご参考) 意見募集について

この準則は、取引の実務の変化、技術の動向や国際的なルール整備の状況に応じて、今後も必要な改訂を行う予定であり、本準則についてのご意見は随時受け付けております。

【意見送付先】

住所 〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省商務情報政策局情報経済課

FAX 番号 03-3501-6639

電子メールアドレス ecip-rule@meti.go.jp

※件名は「電子商取引及び情報財取引等に関する準則についての意見」とし、ファイル形式はテキスト形式又はワード、一太郎で読める形式にしてお送りくださいますよう御願いたします。

(参考資料)

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について
「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(本文)

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報経済課長 佐脇 紀代志
担当者：竹田、中内

電話：03-3501-1511 (内線 3961)
03-3501-0397 (直通)